

総務市民委員会 会議録

日 時 令和元年9月11日（水曜日）

午前11時10分開会，午後2時22分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

- (1) 議案第85号 土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
- (2) 議案第86号 土浦市税条例等の一部改正について
- (3) 議案第87号 土浦市手数料条例の一部改正について
- (4) 議案第88号 土浦市印鑑条例の一部改正について
- (5) 議案第93号 令和元年度土浦市一般会計補正予算（第4回）～歳入全部，歳出中第2款（総務費），第2表地方債補正
- (6) 議案第96号 東筑波新治工業団地ポンプ場土木建築工事請負契約の締結について
- (7) 議案第97号 財産の取得について（（仮称）土浦市立学校給食センター自動手洗い器購入）

4 その他

報告事項

土浦市環境白書について（平成29年度年次報告書）

5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	島岡	宏明
副委員長	今野	貴子
委員	久松	猛
委員	吉田	博史
委員	吉田	千鶴子
委員	海老原	一郎
委員	柴原	伊一郎
委員	篠塚	昌毅

説明のため出席した者（31名）

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
議会事務局長	塚 本	哲 生
消防長	飯 村	甚
消防次長	塩ノ谷	秀 雄
秘書課長	細 野	賢 司
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨
広報広聴課長	羽 成	健 之
総務課長	真 家	達 成
人事課長	今 野	修
管財課長	渡 辺	善 弘
課税課長	羽 成	信 明
納税課長	大 橋	博
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	坂 本	英 宣
市民課長	佐 野	善 則
環境保全課長	佐 賀	憲 一
環境衛生課長	五 来	顕
会計管理者	根 本	陽 一
選挙管理委員会書記次長	真 家	達 成
議会事務局次長	川 上	勇 二
監査事務局長	武 藤	義 隆
消防総務課長	嶋 田	邦 彦
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	岩 松	克 彦
高齢福祉課長	水 田	和 広
下水道課課長補佐	青 木	卓
高齢福祉課高齢福祉係長	坂 本	珠 美
都市計画課都市交通係長	鈴 木	孝 昌

事務局職員出席

主 査 寺 嶋 克 己

傍聴者（1名）

男 1名

女 0名

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、協議事項の(1)付託された議案の審査に入ります。議案第85号土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**今野人事課長** 議案第85号土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。1ページをご覧願います。1番の背景及び2番の改正の理由でございますが、本案の背景といたしまして、成年被後見人及び被保佐人の権利の制限を適正化するための整備法が本年6月に公布されたものでございます。この整備法の中で地方公務員法の改正により、成年被後見人等も地方公務員になることができるようになりました。今後は成年被後見人等であっても採用試験、面接や採用後の勤務実績による個々の状況を踏まえ、市職員としての適格性を判断することとなります。主な改正内容ですが、3番にありますとおり4件の条例改正となります。第1条、第3条ですが、第1条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び第3条の職員の旅費に関する条例につきましては、今回改正された地方公務員法第16条を引用している条文を引用しているもので、こちらについて改めるものでございます。また、第2条の職員の給与に関する条例につきましては、これまで期末勤勉手当の支給基準日6月1日、12月1日になりますが、その1ヵ月以内に職員が成年被後見人等となった場合は例外として、その月の期末勤勉手当を支給するものとされておりました。しかし今回の法改正によりまして、成年被後見人等となっても引続き市職員となることから当該例外規定が不要となるため削除するものでございます。さらに第4条の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例につきましては、市職員と同様に、成年被後見人等が消防団員等になることが出来ないとする規定を削除するものでございます。また、消防団員の報酬規定につきましては、号建て、例規の表記のルールに則って条文の表記を改めるものでございます。これによって、例規としての整備を行うものでございますが、団員の報酬額や対象者については変更があるものではございません。この条例施行日につきましては、法の施行日に合わせまして令和元年12月14日になります。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第85号土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第85号土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第86号土浦市税条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**羽成課税課長** 議案第86号土浦市税条例等の一部改正についてご説明いたします。資料の2ページをお願いします。改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正する等の法

律が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行となりましたことから、市税条例も改正が必要となりますので、一部改正をお願いするものです。改正の内容についてご説明します。今回の主な改正は、個人市民税、軽自動車税及び法人市民税の改正となります。それでは、大きな改正となるものを主にご説明させていただきます。2改正内容、第1条による改正の個人市民税関係をご覧ください。市税条例第24条個人の市民税の非課税の範囲については、子どもの貧困対策として、法律改正に合わせた改正で、「児童扶養手当の支給を受けている児童の母又は父で、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者。」以下単身児童扶養者といいます。の非課税額の所得基準を、寡婦と同額の125万円以下から135万円以下へ引き上げる改正となります。施行日は令和3年1月1日からとなります。市税条例第36条の3の2個人市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書では、法律に合わせての改正で、見出し中や第1項中の文言を記載のとおり改正するものです。単身児童扶養者は非課税の所得基準額が引き上げられたことから、扶養親族等申告書に単身児童扶養者である旨を記載し、提出する改正となります。施行日は令和2年1月1日となります。資料3ページ下の箱のところをご覧ください。軽自動車税に関する改正についてご説明します。付則第18条の2軽自動車税の環境性能割の非課税では、消費税率引き上げに配慮した法律改正に合わせた改正で、三輪以上の自家用の軽自動車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合、環境性能割の税率1%を非課税とするものです。施行日は令和元年10月1日からとなります。資料の4ページから5ページをお願いいたします。付則第19条軽自動車税の種別割の税率の特例では、消費税率引き上げに配慮した法律改正にあわせた改正で、軽自動車の燃費性能や排ガス性能により税額が軽減されるグリーン化特例を令和2年度・3年度の2年間延長するものでございます。軽減率の変更はございません。施行日は令和元年10月1日からとなります。資料の5ページ下のところから6ページの上の記載のところをお願いいたします。市税条例の一部を改正する条例第2条による改正をご説明します。付則第19条軽自動車税の種別割の税率の特例で、環境性能割の導入を契機に、自家用軽自動車のグリーン化特例、軽課を令和4年度、5年度からは電気自動車及び天然ガス軽自動車に限ったものとする改正で、軽減率は75%のみとなります。施行日は令和3年4月1日からとなります。次に市税条例等の一部を改正する条例の第4条による改正をご説明します。資料の7ページをお願いいたします。市税条例第48条法人市民税関係の申告納付では、法律にあわせての改正となっており、第1条第1項、第10項、第12項で文言を整備し、第13項から第17項を追加しております。具体的な内容は、資本金が1億円超える大法人に対しては、電子申告が義務付けられますが、電気通信回線故障や災害等の理由により困難である場合、電子申告の提出義務を解除するなどの規定を整備しております。施行日は、公布の日からとなります。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○島岡委員長 なにかご質問がございませうか。

○久松委員 3ページがよく読み込めなかったものだから、改めて説明してもらいたいのだけれど、軽自動車税1%を非課税とするなどの説明がありましたけれども、もう少

し詳しく説明してください。

○羽成課税課長 10月1日から自動車税の取得税が環境性能割と種別割の2つの方法となっております。10月1日から来年の9月30日までに取得した人は、環境性能割の税率を1%のものは非課税になるというような改正のものです。

○久松委員 環境性能割の税率が1%の場合には非課税になるということだけでも、1%でないものは。

○羽成課税課長 それにつきましては、付則第18条の6で、環境性能割2%のものもあります。それについては1%削減するという改正も18条の6に改正するものがございます。

○久松委員 1%というのは、何に対する1%。

○羽成課税課長 税率です。取得額。

○久松委員 取得額に対する1%。それが税率ということ。2%のものもある。

○羽成課税課長 それは先程も申しましたが、排出ガスのもの。性能によって、大きさによって違います。

○吉田(博)委員 第4条の法人市民税なんだけれども、資本金1億円を超えている大法人なんていうのは、土浦にもあるんですか。

○羽成課税課長 ございます。

○吉田(博)委員 どこだ。

○羽成課税課長 個人情報の関係で、どこの会社とは言えませんが、大きな会社があります。

○吉田(博)委員 大きな会社な。そうすると、これは義務付けられているというのは知っているけれども、法人市民税対象の企業を土浦の中でどのくらいの割合で今、電子申告している。

○羽成課税課長 電子申告の数ですが。

○吉田(博)委員 数というか割合というか。資料がなければ後で。

○羽成課税課長 後で用意します。

○島岡委員長 その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第86号土浦市税条例等の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございせんか。

(「異議なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第86号土浦市税条例等の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第87号土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○谷田貝予防課長 議案第87号土浦市手数料条例の一部改正についてご説明します。

8ページをお願いします。土浦市手数料条例の一部改正について。1改正の理由ですが、10月1日に予定されている消費税引き上げに伴う影響を反映した積算の結果、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、これに準拠する土浦市手数

料条例別表第9に規定する危険物関係消防手数料の一部を改正するものでございます。2改正内容ですが、表になってございますが特定屋外タンク貯蔵所の内、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所で危険物貯蔵量が1万k1以上5万k1未満、5万k1以上10万k1未満、10万k1以上20万k1未満。以上の3項目の設置の許可手数料。これは新規で作る時の許可審査手数料でございます。その手数料をそれぞれ1万円ずつ引き上げるものでございます。3施行日につきましては、令和元年10月1日でございます。説明は以上でございます。

○島岡委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第87号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第87号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第88号土浦市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○佐野市民課長 議案第88号土浦市印鑑条例の一部改正でございます。9ページをお願いいたします。土浦市印鑑条例につきましては、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めているものですが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年11月5日から施行されます。改正の内容につきましては、旧姓併記に関連するもので、住民基本台帳施行令等の一部改正及び事務処理要領の一部改正が実施されることによりまして、関連する土浦市印鑑条例につきましても、印鑑登録証明書にも旧氏の記載等が可能となるようその一部を改正するとともに、文言の整理を行うものでございます。この条例の施行日は令和元年11月5日からとするものでございます。土浦市印鑑条例の一部改正の説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひします。

○島岡委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第88号土浦市印鑑条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第88号土浦市印鑑条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第93号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第4回)歳入全部、歳出中第2款(総務費)、第2表地方債補正を議題といたします。まず、歳入及び第2表地方債補正について執行部より説明を願います。

○佐藤財政課長 一般会計補正予算、歳入全部をご説明申し上げます。10ページをご覧ください。10ページの一番上は一般会計歳入予算全体でございますが、今回は合計にございますように、補正額4億4,901万3,000円を補正するものでございま

して、今回は子ども・子育て幼児教育・保育の無償化関係の補正が主なものでございます。まず、11款でございますが地方特例交付金でございますが、こちら子ども・子育て臨時交付金というものでございます。こちらはご案内のとおり幼児教育無償化によります幼稚園、保育所、認定こども園などの3歳から5歳。それから0から2歳の非課税世帯の方への無償化。それから低所得者年収360万円未満の方の副食費免除に要する地方負担金に対する臨時交付金の増というものでございまして、こちらにつきまして、制度の概要の方をまずちょっと説明させていただきたいんですが、よろしくお願ひします。資料でございますが、A4の横の部分で総務市民委員会別添資料、市長公室財政課というものがございまして、こちら幼児教育・保育の無償化の制度の具体化と方針の概要というものでございます。こちら、まず1ページの方をお開きいただきたいと思います。こちら内閣府の資料を抜粋したものでございまして、こちら主な今回の改正でございますが、2番目にありますが、対象者・対象範囲等ということで、幼稚園、保育所、認定こども園等ということで、その下の黒丸。こちら3歳から5歳幼稚園、保育所、認定こども園。地域型保育、それから企業主導型保育といい、新しい保育。こちらを無償化するということでございます。その下米印の4番目のところでございまして、線で引いてあるところでございますけれど、保護者から実費徴収している費用。食事代とか行事代とかでございますが、こちらは今までどおり保護者が負担するというところでございます。ただし、低所得者世帯。こちらは年収360万円未満相当の世帯の方は、無償というものでございます。それからその下の丸でございまして、0から2歳、の方の非課税の対象の方が無償化というものが大きな柱でございまして。その下、(2)預かり保育、認定外保育についても無償化になると。これ上限がございまして無償化というものでございます。2ページでございますが、3番目に財源ということでございまして、こちらが今回の補正の主な内容に関わるものでございます。(1)の財源負担ということで、自治体の負担軽減に配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担が基本ということで、消費税増収分を活用し、地方財源の確保というものでございます。その下の負担割合でございますが、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1、公立につきましては市町村が10分の10というものでございます。ただし、消費税10月でございますので、半年でございますので、地方への財源が届かないというものでございまして、その下、(2)矢印でございまして、財源措置ということで、初年度の扱いということで、初年度に要する経費は全額国費で負担ということで、矢印右側に行っておりますが地方特例交付金というものでございます。こちらが今回の地方特例交付金の歳入の補正の概要でございます。そのほか4番目に就学前の障害児の発達支援。こういった方々の無料化も行われるというものでございまして、こちらに関わる財源の更正や歳入歳出、こちらの方も補正していくということでございます。委員会資料の10ページにお戻りください。今ご説明したとおり、11款特例交付金につきましては、その内容にもございまして交付対象利用者の免除分、減の分ですね。それから副食費の免除分、それから公立保育所、幼稚園の減収分。こちらが見込まれる対象経費でございますが、その横に交付率でございますが、これは県と市の負担分でございますが、こちらを地方特例交付金で

補填するというものでございまして、交付額については、各市の負担分、県の負担分を合わせた部分の交付額合計2億4,092万8,000円を地方特例交付金等、今年度に限り、交付されるというものでございます。11ページをお願いします。こちら11款分担金及び負担でございまして、こちらは民生費負担金ということで、こちらは今お話しした幼児教育の無償化によります、公立、私立保育所の保護費負担金、これを負担金として歳入としていたものが、減になるというものでございますので、その負担金を各3歳から5歳、0歳から2歳の非課税部分を1億1,807万6,000円を歳入減するものでございます。その下15款使用料及び手数料でございまして、こちら教育使用料でございまして、こちらにつきましましては、公立幼稚園の無償化による保育料の減でございます。土浦幼稚園、新治幼稚園のそれぞれ対象となる人数の保育料を計上しまして、合計162万3,000円の使用料を減するものでございます。続きまして12ページでございます。こちら16款国庫支出金でございまして、こちらは民生費国庫負担金でございます。こちらは、障害者自立支援給付費負担金でございまして、こちらも障害児の発達支援の無償化による利用者負担が減額することに伴います国庫負担金の増ということでございます。対象者の方でございまして、約のべ200人。市内で23事業所の利用をしている方ということでございます。児童発達支援事業所等を利用する3歳から5歳までの利用料に対して、公費負担となる無償化利用料のみが267万9,000円でございます。その分の国庫負担金の2分の1でございますので、133万9,000円を国庫負担金を増するものでございます。16款、その下でございますが国庫補助金でございます。こちらは幼児教育無償化と違う部分でございますが、4節の母子家庭等対策総合支援事業費補助金でございまして、こちら、高等職業訓練促進給付金等事業補助金でございますが、こちらは一人親家庭の父母に就職が有利な資格取得の支援制度でございまして、こちら今般、拡充されまして4月1日から適用になるということで扶助費の増が見込まれる。その4分の3国庫補助金を増するものでございます。制度の拡充内容でございますが、今まで最後の12ヶ月につきましましては、基準額通りだったところを月4万円を増すというものでございます。最後の1年は4万円増と。それから就学期間を今まで3年が限度だったものを4年に延長すると、これは本市の対象はございません。その下、対象者でございまして、最終終了予定者5名でございます。正看護師が3名、准看護師1名、それから美容師が1名ということでございます。それぞれ終了期間は、令和2年3月と、それから美容師が9月となっております。給付月数なんです、正看護師から准看護師の方は今年度中に終わりますので12月ということで。美容師の方は、来年度6ヶ月残っておりますので、これは令和2年度予算で措置をするというものでございまして、各給付月数に4万円を掛けたものが216万円でございます。その4分の3国庫補助金162万円を補正増するものでございます。13ページでございます。こちら、子ども・子育ての無償化関係でございまして、国庫交付金でございまして、子ども・子育て支援交付金というもので、新制度に移行していない、認定こども園に移行していない私立幼稚園の副食費の免除分に対しての給付費に対する国庫交付金の増でございまして、対象経費でございまして、4,500円っていうのは、国で提示

している副食費の金額でございます。163人でございます。対象者と米印になっておりますが、全体の163人の約25%ほどを見込んでおりまして、その金額は440万1,000円。こちら交付率が3分の1でございますので、その3分の1の146万7,000円を国庫交付金の増をするものでございます。その下、児童福祉交付金。こちらは、子どものための教育・保育給付交付金でございます。こちらの交付金につきましては、新制度に移行している民間保育所、認定こども園の無償化利用者の負担額とそれからおかずの免除分に対しての給付費の増に対する交付金の増でございます。こちらは各対象経費に対しまして2分の1でございます。対象経費2億4,573万円を見込んでおりますので、その2分の1でございますので1億2,286万5,000円を補正増するものでございます。その下、児童福祉費交付金。こちらは子育てのための施設等利用給付交付金でございます。こちら新規の交付金でございます。こちらは新制度に移行していない私立幼稚園、認定外保育、預かり保育・一時預かり事業の利用者負担減に対する国庫交付金の増というものでございまして、それぞれ無償化対象となる経費の見込み1億5,492万2,000円に対する2分の1であります7,749万6,000円を補正するものでございます。14ページでございます。17款県支出金でございますが、こちらは先ほど国庫交付金、国庫負担金でございましたが、障害者の自立支援給付金に関わります県分の4分の1の交付金でございます。267万9,000円の4分の1で66万9,000円を補正増するものであります。続きまして、その下、17款県支出金、県補助金でございます。こちら新規でございます。今回の幼児教育・保育の無償化に要する事務費それからシステム改修費に対する県補助金で、こちらは10分の10が補助されるものでございます。対象は791万8,000円というところでございます。15ページでございます。15ページから幼児教育無償化のものではございませんで、農林水産業費交付金でございます。こちらは県から追加交付があったというもので、多面的機能支払交付金というものがございまして、天の川上流地区・新治地区。こちらについては、当初予算では県の交付が無かったというものでございますが、今般、追加の交付を。してくれるということでございまして、天の川地区と新治地区について、補助金を増することに対する県交付金でございます。補正額については、予算残額が206万6,000円ほどございまして、こちら当初予算額としまして実決定額の残がございまして、その差額でございます1,851万3,000円の75%の1,388万4,000円を県交付金を増するものでございます。19款寄付金でございます。こちらはふるさと土浦応援寄付金でございます。こちらは今回ふるさと土浦応援寄付金の方が増の見込み、上方修正をできるということで、寄付の増を見込むものでございます。寄付金額の増は当初見込み1億円に対して3億円を見込んで2億円の増を見込んでいるというものでございますが、寄付金に対する委託料、これは歳出でございますが1億500万ほど歳出でございますが、歳入の方は2億円の寄付金の増を見込んでいるということでございます。16ページでございます。20款繰入金でございます。こちらにつきましては、毎年9月で補正させていただいておりますが、介護保険特別会計におきます前年度、平成30年度決算に基づく事業

の精算に伴います一般会計の繰入金の余剰分を増するものでございます。その下、20款繰入金でございますが、こちらは財政調整基金繰入金ということで、今回の補正予算全体につきまして、歳入が歳出を上回っておりますので、当初予算で計上している財政調整基金繰入金を減額してプラスマイナス、ゼロにしていくというものでございまして、2億29万9,000円の繰入金の減となるものでございます。22款諸収入。雑入でございますが、こちらにつきましては、公立幼稚園、こちらの副食費年収360万未満相当世帯の方の副食費の免除分の減でございますが、土浦幼稚園、新治幼稚園、それぞれ14人、5人という人数がございまして、それぞれの減分、19万円を減するものでございます。17ページでございます。23款市債でございます。こちらは7目教育費債でございますが、こちらは学校施設整備費債でございます。こちら土浦四中のプールと排水管の漏水がございまして、防水シートが破損したと、その修繕工事に対して市債を増するものでございます。事業費につきましては1,900万でございますが、その充当率75%の1,420万の市債を計上するというものでございます。その下、8目臨時財政対策債でございますが、臨時財政対策債の令和元年度発行可能額確定に伴いまして、市債の増でございます。当初予算で14億6,360万のところを確定額が15億3,600万というところで7,281万4,000円の市債を増するものでございます。9目商工費債でございます。こちらは、小町館の駐車場整備に伴います整備工事、それから土地開発基金から買い戻しに対する市債を増するものでございます。事業内容は整備工事、それから公有財産購入費ということで、合計1,833万でございます。その充当率75%の1,370万の市債を計上するというものでございます。18ページをお願いいたします。18ページにつきましては、ご覧いただく程度になりますが、地方債補正でございます。地方債補正につきましては、ただいまの市債でもお話ししたように、小町の館駐車場整備事業債。こちらは新規を追加するものでございます。それからその下、変更でございますが、土浦四中プールの修繕、それから臨時財政対策債の増につきまして、それぞれ補正増をするというものでございます。補正予算説明については以上です。

○**島岡委員長** なにかご質問がございしますか。

○**篠塚委員** 地方特例交付金でお伺いをしたいのですが。これは入ってくるのは、随時入ってくるのか、それとも後でまとめて全部入ってくるのか。それと、支出がその都度、毎月支出が出ていくのか。その間の財源不足というはどのようにやっていくのかというのをお聞かせください。

○**佐藤財政課長** 地方特例交付金につきましては、こちらの見込みでございまして、今後、実際の金額に合わせて最終的には、まだスキームがちょっとはつきりをしてないんですけど、県の方に申請して最終的には精算していくような形になってます。それから各補助金なり、増につきましては、通常どおり月ごとに支払っていくというようなことでございます。

○**篠塚委員** それを支払いする時の財源に関しては、足らなくなるということはない。基金繰り越しとかそういうことはないですか。

○佐藤財政課長 ちょっとこれも今の段階ではちょっと見込みで何とも言えないところもあるところですけども、歳出と歳入でございますので、ある程度はその余裕があるとは思っていますが、万が一足りないという場合は、途中で補正するという可能性があるということでございます。

○久松委員 12ページ。16款なんですけど、この計算の仕方。4万円の増だということなんだけれども、その計算の仕方なんだけれども。給付金額掛ける4万円が基本的な給付金だということに理解していいのかな。

○佐藤財政課長 ひと月4万円掛ける、最後の12か月なので。12掛ける4万円と。

○久松委員 月ね。

○佐藤財政課長 はい。

○久松委員 12掛ける4万円で、それに4万円プラスされるという意味。

○佐藤財政課長 はい。

○久松委員 そうのことね。了解。うん。違うだろうよ。12掛ける4万円が支給金額なんでしょ。それに4万円プラスするという。

○佐藤財政課長 これはプラスされる分が12掛ける4。

○久松委員 増額される分ということなの。増額されなかったらどうなの。

○佐藤財政課長 最終の12か月は、国の制度が変わっていますので、必ず4万円プラスするというになっています。

○久松委員 何にプラスするんだ。

○佐藤財政課長 月額が基本で10万円がございますので、それに月額に10万円プラス4万円。最後の12か月は10万円プラス4万円。

○久松委員 最後の12か月は14万円ということか。それまでは10万円ということだね。了解。

○吉田(博)委員 子育ての臨時交付金なんだけれども、その中で財源の負担割合を今聞いていて、2019年度分は全額国がやりますよと、あと6か月だよな10月から始まるんだから。来年の3月までは国が全額負担しますと。2020年度になると、今度は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という財源構成になるよということにいいのかな。

○佐藤財政課長 おっしゃるとおりです。ただ、消費税が増税になりますので、国で言うのが、消費税交付金でプラスされるという理論上、プラスされるのでその分が今年度は薄いので臨時交付金で出しましょうということなんです。

○吉田(博)委員 2020年度からは消費税が10%になるから、その分今度国から市に入ってくる消費税の歳入が増えると。増えた中から市は4分の1の負担分は払いなさいよということにいいのかな。

○佐藤財政課長 はい。

○吉田(博)委員 わかりました。

○島岡委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは続きまして歳出の説明をお願いいたします。

○**山口政策企画課長** 議案第93号令和元年度土浦市一般会計補正予算第4回について説明をさせていただきます。19ページをお願いいたします。こちらはですね、ふるさと土浦応援寄付事業に係る補正予算についてでございます。ふるさと土浦応援寄付。いわゆるふるさと納税につきましては、先ほど財政課長からも説明がありましたが当初予算を上回ることが予想され、これに伴いまして、歳出、委託料不足が見込まれますことから補正増をお願いするものでございます。2番の補正額をお願いいたします。まず歳入につきましては、当初予算では、寄付額を3番のこれまでの実績にもあります昨年度、平成30年度並みの1億円程度と見込んでおりましたが、今年度はですね、一番下に記載してございますように7月までの実績で6,667万7,000円の寄付をいただいております。こちらはですね、29年度の実績に近いペースで現在推移しておりますことから、今年度の寄付予想額を平成29年度並みの3億円に上方修正するものでございます。またこれに伴う委託料でございますけれども、当初1億円の寄付に係る委託料5,742万4,000円と見込んでございましたが、寄付金額の増加に伴いましてお礼品代金送料及びPR、寄付管理配送管理等の一括委託料も1億592万2,000円増えることが予想されますので、補正増をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** なにかご質問がございますか。

○**篠塚委員** 増えたことはいいことなんですけど、土浦市から他市にふるさと納税をした金額。想定は出来ているのかな。それでやった場合に、これでプラスマイナスどのくらいの金額になるんですか。

○**山口政策企画課長** 昨年度1年間。暦年で1月から12月までですね。土浦市民が他の自治体に寄付をして市民税が控除になった金額というのが約1億3,500万円でございます。見込みといたしますか、プラスマイナスどうなるのか。3億円の収入で申し上げますと、1万円の寄付に対して、寄付の委託料ですとか、送料とか、商品。そういったものを除いていきますと、大体机上の計算ですけれども、4,500円程度が残る見込みです。3億円の45%というのが1億3,500万円になりますので、今年度、土浦市民が寄付を他にしてしまうと厳しい状況になると思いますけれども、3億円で現在はトントンになるくらいかなというような計算でございます。

○**篠塚委員** ふるさと納税3億円を集めなければ土浦市は減収になるという理解でいいのかな。単純計算で行くと。

○**山口政策企画課長** おっしゃるとおりでして、都市部の住民ほど、ふるさと納税をされる方が多いと、県内で1番ふるさと納税をしているのが、つくば市民。次いで石岡市民と。土浦市民は県内では6番目ということですので、3億円以上の寄付を集めないとなかなかプラスまで転じるのは難しいかなと思っております。以上です。

○**吉田(博)委員** ふるさと納税はもう一つの大きな目的があって、地場産業の育成というのがある。それを言わないとだめなんだよな。数字だけで言っちゃうと希望がなく

なるから。地場産業が繁栄すればということをおっしゃるはだめだ。

○山口政策企画課長 吉田（博）委員のおっしゃるとおりで、本市の方で返礼品の返送というのをはじめたのは、地場製品のPR。ひいては、そちらの方が全国に知れ渡って地域の活性化につながることを目的として行っておりますので、今後も制度の趣旨に則った形で土浦市では行っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○島岡委員長 その他なにかございませんか。

（「なし」という声あり）

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第93号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第4回）歳入全部、歳出中第2款（総務費）、第2表地方債補正は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第93号令和元年度土浦市一般会計補正予算（第4回）～歳入全部、歳出中第2款（総務費）、第2表地方債補正は、原案どおり決しました。

次に、議案第96号東筑波新治工業団地ポンプ場土木建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 20ページをお開き願います。本案件、下水道課からの案件でございます。工事価格が1億5,000万円を超えることから議会の議決をお願いするものでございます。始めに今回の工事の目的でございますが、22ページをお開きください。22ページ、7番の所に記載がございますように、対象エリアの汚水流入量の増加に伴いまして、今回事業計画に基づきポンプ場を建設するものでございます。20ページへ戻っていただきまして、契約名称工事場所につきましては記載のとおりでございます。工事内容でございますが、地下部分の土木工事、地上部分の建屋を建築する建築工事という内容となっております。地上1階、地下1階のポンプ場を今回建設するものでございます。契約金額につきましては2億2,110万円。契約予定者は市内に本社がございます株式会社山本工務店でございます。契約方法でございますが、一般競争入札にて8月1日に執行いたしました。その際の入札参加条件としましては、市内に本社を有すること、土木一式工事及び建築一式工事の格付けがA等級であることとしております。こちらの理由といたしましては、今回の工事、土木工事がメインでございますが、建屋工事に関しては建築工事となるために、両方の工事の実績を持つ業者を対象とする条件を付けたものでございます。入札結果につきましては21ページをご覧くださいと思います。応札の結果、中段に記載がございますとおり3社から応札がございました。予定価格については左下に記載がございます。税抜きで2億392万円。落札率は98.57%という結果でございました。資料といたしましては22ページに今回の工事の概要をお付けしてございます。23ページに位置図をお付けしております。そちらをご覧くださいますと、今回のポンプ場に流入してくる汚水のエリアといたしましては、黒丸の建築場所より上側ですね、北側の部分の工業団地と山ノ荘地区の汚水が対象エリアとなっているものでございます。24ページには、今回の平面図をお付けしてござい

ます。A3横のものでございます。25ページには年度別の行程表を添付させていただきました。そちらは横にして見ていただきますと、表一番上が今回の工事のあと、令和2年度、来年度に機械設備及び電気設備工事を予定しております、さらに令和3年度に既設管からの切替工事と外構工事の方を予定しております、3年計画で進める予定となっております。なお、本案件の工期につきましては、議決を頂いた翌日から、令和2年12月27日の予定でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○島岡委員長 なにかご質問がございますか。

○久松委員 総事業費はどのくらいなのですか。

○渡辺管財課長 25ページを見ていただくと、工程表の一番下の欄に予算ということで、書いてあると思うのですが、これが年度別の予算となりますので、これを足した金額が総事業費。6億500万円。

○久松委員 今回の契約案件は、いつまで。工期は。

○渡辺管財課長 議会の議決をいただいた翌日から令和2年度の12月末まで。

○久松委員 今本管に直接つながるようになっていまして。下水の本管に。これをポンプ場にやらないとどういう事態になるんですか。

○渡辺管財課長 23ページの位置図をご覧くださいと、今回のポンプ場の黒丸の部分、ここの十字路の道路上に少し大きめの人孔がございます、そちらにポンプが2台設置してありまして、そこから地図上の下側の部分ですね、125号バイパス方面に圧送している状態になっておりまして、そのポンプが経年劣化によりまして、耐えられないということで、当初からございましたポンプ場の事業計画に基づきまして今回ポンプ場を作って圧送をするというような計画です。

○久松委員 汚水流入量の増加に伴うものではなくて、機材の劣化に伴うものじゃないの。

○渡辺管財課長 機材の劣化もございまして、当初の事業計画。23年度に工業団地が張り付いた後の計画を立てておりまして、その中の汚水流入量に著しく、近くなっているということで、ポンプ場を建設しないと圧送する能力が著しく落ちるということで、今回建設をする。

○久松委員 限界になっているということ。

○渡辺管財課長 はい。

○島岡委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第96号東筑波新治工業団地ポンプ場土木建築工事請負契約の締結については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第96号東筑波新治工業団地ポンプ場土木建築工事請負契約の締結については、原案どおり決しました。次に、議案第97号財産の取得について((仮称)土浦市立学校給食センター自動手洗い器購入)を議題

といたします。執行部より説明を願います。

○渡辺管財課長 26ページをお開き願います。当案件、教育委員会学務課からの案件でございます。こちらは購入価格が2,000万円を超えることから議決をお願いするものでございます。始めに今回の目的でございますが、28ページをお開き願います。7番のところに記載がございますとおり、今回の給食センター整備に伴い学校給食衛生管理基準に沿って作業区分ごとに適切な場所に自動手洗い器、54台を設置するものでございます。26ページへ戻っていただきまして、名称及び種類につきましては記載のとおりでございます。契約金額につきましては税込み2,365万円。納入期限については、令和2年5月29日としております。契約予定者としましては、茨城アイホー調理機株式会社。契約方法でございますが、7月25日に指名競争入札にて執行いたしました。指名業者及び入札結果につきましては27ページをご覧くださいと存じます。中段にありますとおり、厨房で土浦市に登録がある茨城アイホー調理機からホシザキ北関東までの7社を指名いたしまして入札を行いました。結果茨城アイホー調理機が税抜き2,150万円で落札したところでございます。予定価格については左下に記載がございます。落札率は94.92%という結果でございました。28ページは本案件の概要となっております。29ページには自動手洗い器の写真をお付してございます。30ページには設置箇所と台数の方を記載してございます。31ページを横にご覧いただきますと、センター1階の平面図でございます。こちらでしるしの部分が設置箇所でございます。こちらの設置箇所につきましては、事前に土浦保健所で確認をいただいた台数をつけるようになっておりまして、設置後は供用開始前にも土浦保健所による衛生設備の立ち入り検査の方を受ける予定となっております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○島岡委員長 なにかご質問がございますか。

○柴原委員 工事は順調に行っているのかな。

○渡辺管財課長 ただいまのところ、順調に進んでいるという話を担当課の方から聞いております。

○久松委員 機能はそれぞれ違うのですかね。手洗い器の機能は。

○渡辺管財課長 29ページの写真をご覧いただきますと、機能的には同様の機能。爪ブラシ付き。爪ブラシ付きがないものもございまして、他に関しては同様の性能となっております。違いは3人で並んで出来るか、2人でやるか、1人でということ。設置場所によって必要台数で。

○吉田(千)委員 30ページの所で前室ということで一番上の(1)なんです、3人用が6、2人用が1ということなんです、使う人の人数ということなんです。この配置について、どうしてこうなったのかお伺いいたします。

○元川学務課長 前室1なんですけれども、31ページを見ていただきまして、下に市役所事務所と別れている上の部分が、前室1になりまして、午前中の食材の搬入、洗浄、下処理なんかをやる施設になります。そちらが人数が午前中の調理で多く調理の方が入りますので、この台数を設置したものになります。

○**島岡委員長** その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第97号財産の取得について((仮称)土浦市立学校給食センター自動手洗い器購入)は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第97号財産の取得について((仮称)土浦市立学校給食センター自動手洗い器購入)は、原案どおり決しました。続きまして、協議事項(2)報告事項でございますが、お昼も過ぎてしまいまして、議案の審査は終了しました。午後の委員会において、関係する課が報告事項を行いますので、午後は関係する課のみの出席とし、ここで暫時休憩をして、午後より再開をしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

○**島岡委員長** 暫時休憩をする前に執行部からなにかございませんか。

○**岩松警防救急課長** 海老原委員の方からご質問をいただきました真鍋神林延伸道路開通に伴う緊急車両到着時間比較について報告させていただきます。お配りした資料をご覧ください。目標地点を真鍋新町ロイヤルホスト周辺や新旧それぞれ3件を参考にいたしますと、開通前は7分4秒掛かっておりました。開通後ですが、3分16秒の時間短縮となっております。また、消防署からコマダ珈琲までの交差点の距離を比較しますと、開通前は、土浦二高前、土浦警察署脇を通っております、2.1キロに対して、開通後は直線で1.1キロ。1キロの短縮となっております。その1キロの違いで3分16秒。ずいぶん大きいなということちょっと、信号機の数を調べてみますと、コマダ珈琲までの数が新道2個に対し、以前は11個ありました。緊急車両といえども信号が赤だと一旦停止する関係から3分16秒も違うのかなと改めて感じております。報告は以上となります。

○**船沢市長公室長** 報告事項でお話させていただきます。口頭でまず1点でございますが、サイクリング関係でございます。先程海老原委員の質問の中でナショナルサイクリングが出ました。一昨日です。ね国の方でサイクリングをPRするために、そのような制度を作ったというようなことで、候補地が日本全国で3つ選定されました。りんりんロードがその一つです。琵琶湖としまなみ、3つが候補として選ばれました。これにつきましては、正式に指定される動きがありましたら、また委員さんの皆様にご報告させていただきたいと存じます。あともう1点。高齢福祉課の方からご報告させていただきます。

○**水田高齢福祉課長** 本日、お手元の方にのりあいタクシー、ジョイフル本田行きというチラシを配布させていただいております。株式会社ジョイフル本田の取り組みについてご報告させていただきます。初めに本市ではご案内のとおり65歳以上の病院の通院や買物等の移動手段として土浦市タクシー協同組合が運営するデマンド型タクシー交通のりあいタクシー土浦の利用者に対しまして、年会費の一部を助成してまいりました。

この度ジョイフル本田では、のりあいタクシー土浦を利用してジョイフル本田に来店したお客様を対象に割引券をお渡しするサービスを開始したところでございます。その詳細でございますが、ジョイフル本田で買い物をしたレシートを合算しまして1,000円ごとに割引券100円をお渡しして、のりあいタクシーの運賃に充ててもらうものとなります。なお、ジョイフル本田荒川沖店、敷地内にあります灯油売り場とジャパンミートは対象外の店舗となるところでございます。さらに、資料の方はございませんが、日常買い物に支障をきたしております70歳以上の一人暮らしの高齢者向けに買い物支援の送迎バスの運行計画を進めている情報を得ております。いただいた情報によりまして運行は午前1便、午後1便の1日2便体制で月曜日から土曜日までの週6日。1週間で12便が必ず週1回市内全域をカバーするとのことでございます。当面先程申し上げました70歳以上の一人暮らし高齢者うち、土浦市社会福祉協議会が実施しております一人暮らし交流会と会食会に参加登録をしている方を事業対象者として、何か所かの乗車場所を設定して、乗車していただく方針で、もっか10月21日月曜日の事業開始をめどに運行ルートの決定などを準備を進めているということでございます。説明につきましては以上でございます。

○**海老原委員** 公室長。さっきのナショナルサイクルルート。候補地3つなんだけれども。その中から3つとも選ばれるのか。1つしか選ばれないのか。その辺のところの情報が入っていますか。

○**船沢市長公室長** まだ、それ以上詳しい情報は入っていない状況です。また何か動きがございましたらお知らせさせていただきます。

○**島岡委員長** その他なにかございせんか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** 暫時休憩いたします。午後1時25分再開いたします。

(午後0時24分 休憩)

(午後1時25分 再開)

○**島岡委員長** 午前中に引き続きまして、総務市民委員会を開催いたします。まず、午前中ありました質問に対して、羽成課長が来ておりますので、吉田委員より、ご質問ありました件に関しましての説明をお願いします。

○**羽成課税課長** 先ほど、吉田(博)委員さんからご質問がありました1億円以上のはずなんですけど、平成31年度の法人市民税の納税義務者数ですが、これは4,319社でございます。そのうち1億円以上の大法人が、609社。全体の14%となっております。また、委員さんの方から電子申告の数ですが、申告には通常の申告と修正申告、予定申告、この3つの方法があるんですね。一つの法人で、複数回提出する場合がありますので全体の申告数は、6,297件となっております。それでその中で、電子申告数は4,424件、全体の70.25%を占めております。以上でございます。

○**吉田(博)委員** はい。

○**島岡委員長** ありがとうございます。ちなみに、修正申告は、1回出したけど何かおかしいことがあって。

○羽成課税課長 はい。何回も出来ます。

○島岡委員長 羽成課長に置かれましては、退室されて結構です。

(羽成課税課長 退室)

○島岡委員長 土浦市環境白書につきまして、報告願います。

○佐賀環境保全課長 本日、別冊で付けさせていただきました土浦市環境白書でございます。平成30年度年次報告書がまとまりましたので、委員の皆様にご覧をさせていただきました。今回この環境白書でございますが、本市の環境に係る骨格である環境基本計画、環境基本条例、また、環境保全の施策を体系的に掲載するものでございます。環境基本計画では、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、人づくりの五つの基本項目を定めておりますことから、白書におきましても、その基本項目ごとに環境施策の状況と環境にかかる指導等を取りまとめたものでございます。今回、大きく変更のありましたところをご紹介をさせていただきます。68ページをご覧いただきたいと思っております。昨年度、開催をされました第17回世界湖沼会議でございます。こちらを30年度を大きな項目として付け加えさせていただきました。49ヶ国から約5,500人が参加をしまして、人と湖沼の共生、持続可能な生態系サービスを目指してということをテーマといたしまして議論がされまして、生態系サービスを公平に享受する。そして次世代に引き継ぐという茨城霞ヶ浦宣言2018が発信されたところでございます。本市におきましても市民団体や企業の皆さんと全部で3回のサテライト土浦を開催いたしました。開催の中で、ハイスクール会議、高校生が積極的に参加をしていただきましたことを契機としまして、次世代を担う小中学生、高校生に対する環境学習というものを、今年度以降につきましても継続して実施をしていくというのが今回の目的でございます。引き続き環境保全施策の慎重な、着実な展開を図って参りますので、よろしく願いをいたします。説明につきましては以上でございます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 私の方から先ほどの残土条例違反の件を、話し合いたいと思います。とりあえず、これまでの経過を報告させていただきますと、9日の日の臨時の委員会において、執行部から、残土条例違反があったという時系列の報告も含めての報告がありました。この件につきましては、今後変化があった場合、速やかに報告してもらい、速やかに委員会を開催しようということで、終わりました。本日の全員協議会において、今回の問題は、重要であるので、総務市民委員会の方でもう一度協議をしてくれということで、付託のようなものがございました。つきましては、皆様方に1人ずつご意見をいただきまして、この問題をどうするか話を聞いていきたいと思っております。はい。それでは、ご意見ある方お願いいたします。

○久松委員 先程も言いましたが、これは告発の問題です。議会が黙っていても、進んでいくだろうから、ただ問題は、議会の構成員が関わる問題であるんですね。議会側としても、きちんとした調査をしていく必要があると私は思うんですよ。例えば、具体的には、必要な関係者を総務市民委員会に出席してもらって、それで、事情を説明しても

らうということが必要であるんじゃないかと思います。

○吉田（博）委員 久松委員さんの言うとおりで、司法は司法の方で進んで行くのだから、これは我々議会がどうこうすることじゃない。やはり、議員が関わったことに対して、議会が何もしないというのは、市民からすれば、お前ら仲間だから、何もやらないのかと。議会だってできる範囲があるんだらうと、その努力をしないのかっていう、今までの私の議員の経験の中でも、数あったんですよ。そういうことがね。議会も議会として、できるところまでの審査なりをするというのが、土浦の今までの議会の習いです。その中で、やはり、今、現在あるのは、執行部から渡された、告発についてというペラだけだから、これだけでどうこうする訳にいかないからね。今、久松さんおっしゃったように、じゃあ、・・・にも来ていただいて、お話を聞くと、この時系列でいいのかというようなところも、やはり聞くべきであらうと思いますね。それは今の考えで。それと、さっき言ったように、警察に告発した、その内容、原本を渡した訳でないでしょう、まず、コピーかなんか渡したんでしょう。大体、まず、コピーを渡して、警察が色々精査して、こういう書類がないのか、こういうのはないのかとか、そういうのでやるんだよな。だから、すぐ受理しないっていうのは、そういう意味なんだ。警察は警察で、いろいろ審議したりするから、内部で、だから、本物の原本を持ってかないんだ。普通は、コピーを持って行って、警察からいろいろキャッチボールをして、最終的に原本はこうです。付帯する書面はこれですとなるのが普通なんだけど。だから、そういうことに関しては、別に、議会でもって告訴の内容を出せと言っても、別に問題はないと思うんですよ。俺は、これが一つ。それと、もう一つ、市民生活部でお願いしたいのは、残土に関する事項で、懸案事項は、現在もあるんだよ。これは、柴原委員さんが詳しいんだけどね。田宮のところ、平成29年にあつて、残土を、盛られちゃって、現在もそのまま、農業委員会なんかで、それは把握してると思うから、別途、それをちょっと調べて出してもらいたい。その案件に対しては、別に、市が告発も何もしてないのに、今回は、いやに、これ早いなっていう風に、俺は、気がしてるんだけど。一部の警察の内部でもね、これ市の方で早いんじゃないかっていうのはね、ところもあるんだ。現実。そういう意味からもさあ、告発状のものと書面と、今言った柴原委員さんのことと、よく部長は聞くといいけど。そのような内容はあるから、そういった現状が、それをちょっと調べてくれる。

○小松澤市民生活部長 まず、原本を持って行ったかというご質問かと思いますが。弁護士と警察署に伺っております。受理していただく予定で持って行っております。原本であるか原本でないかといえば、受理していただく予定で持って行っております。

○吉田（博）委員 原本を持って行っているんだよね。

○小松澤市民生活部長 はい。ただ先程の全協でも説明したとおり、警察の方でも、吉田（博）委員おっしゃったように、すぐに受理するものではないらしいです。中身を見て、不具合があったりとか、そういうことがあったらば、追加が必要である。そういったことを整えてもらってから受理する。これは弁護士という専門家であったとしても、弁護士という視点で作ったものであって、受ける側の警察でのチェックが入るといふよ

うな流れであると私は理解しております。2点目。田宮の平成29年度に残土の不法投棄があったような情報をいただきましたところについては、後日調べたいと思います。ただし、告発するには、氏名不詳という告発の仕方もあるのかもしれないんですが、やっぱり相手を特定しないと、告発できないかと思います。ゲリラ的に置かれてしまうと告発に至らないという経緯もあるのかもしれませんが。本件については、調べてみたいと思います。

○吉田(博)委員 田宮の件は氏名不詳とかじゃないみたいだから。それから、告発状のコピーを総務市民委員会に渡しても別に問題ないだろう。

○小松澤市民生活部長 まず、告発状、私も経験ございませんので、弁護士に法律相談をしながらやっております。法的なアドバイスをもらいながら、対応したいかと思えます。出せるもの、出してはいけないものがちょっとわからないので、それについては、また後日、ご説明したいと思います。

○今野副委員長 これを確認するのは、結構早くわかりますよね。

○小松澤市民生活部長 午前中、担当の弁護士の方に連絡をとったんですけど、出張してるということで、連絡が取れていませんので、その辺を確認して、警察に聞いた上で対応したいと思います。

○吉田(博)委員 早めにな、それをやらないとな。

○篠塚委員 書類がちょうど白書の中に、土浦市土砂等の規制に関する条例が書いてあるんですが、140ページからですね。第7条の条例に違反したということですね。埋め立て区域5,000㎡未満で土砂等の埋め立てを行うなら、市長の許可を受けなくてはならない。これは許可をなしにやったというのが、まず、これ。今回の件なんでしょうか。

○小松澤市民生活部長 篠塚委員がおっしゃるように、第7条、埋め立て等区域の面積5,000㎡未満。5,000㎡を超えると、県条例に抵触します。未満である土地の埋め立て等を行うこととするものは、市長の許可を受けなければならない。あらかじめ許可を受けた許可書が出た上で、これらの行為を行わなければならない。この行為を無許可で始まったということであることで、まずは、これに違反した。もう1点は、市の方で、先程の全協でもご説明したとおり、通報があった訳ですね。通報に基づいて確認したところ、現場などで明らかになったので、事業者に対して、口頭でやるんじゃないと、やめてほしいという指導をした経緯がございます。それにも係わらず、現場の方の、埋め戻しがなされてたということなので、22日ですか、措置命令という、22条にありますけども、22条に基づいて、無許可の埋め立てなので、直ちに中止しなさいと措置命令書を発行しております。その後も、続けているので、7条の違反と22条の違反とふたつの違反となったということでもあります。

○篠塚委員 で、28条で罰則規定がありますが、次の各号のいずれかに該当する者、2年以上の懲役または100万円以下の罰金に処すると、罰則規定は司直の手にゆだねないといけないということでしょうか。その罰則規定は市独自で判断するんじゃないかと、条例違反が確定してるのを、警察に言ってということ、よろしいんですか。

○小松澤市民生活部長 私の稚拙な知識で申し訳ないんですけど、告発して、司法の場で決まってから、その結論に基づいて、この範囲内で出るもんだと思います。

○篠塚委員 罰則に関しては、市独自で担当課で決められるもんじゃなくて、事実かどうかを、刑事事件として、そこで、判断が出た時点で、やるということの告発状ということによろしいですか。

○小松澤市民生活部長 まず、告発はあくまでも違反で。罰則は、司法の場で決めてもらうという流れです。

○吉田（博）委員 あれ、最近の新聞に龍ヶ崎の話が出たと思うんだけど、1年ぐらい前かな、これは、いわゆる、施工業者に対して、市が、告訴したようなもんだよな。今月になって結審して、実刑で懲役1年をくらったんだ。その施工業者はね。やっぱり、これも不法投棄みたいで、約1年かかったのかな。通常は、施工業者が言うことをきかないで、勝手に入れちゃってから、施工業者に対して、告発とか何かはするんだよな。市からいただいたスケジュールで見ってみた中で、・・・はさあ。一応言ってるんだろ、施工業者に、やめてくれって。埋めんじゃねえってやってんだろこれ。それは、担当課では、いや、・・・が、何もやらないで、容認してるような形でやってるの。これ。

○小松澤市民生活部長 ・・・から、そう言った申し出というか、報告はこちらにもありましたけれども、ただ、それをあくまでも始めたのは、・・・になると、事業者だと、依頼したのは、伐根して土を戻してくれという依頼をしたのは、・・・だと。そこは、議員も間違いないと。中止をして指示しなきゃ駄目だよ。命令書を出して、命令書も受理した。ですから、7条と22条に違反しているということで、説明して、中止をなさいというような命令を出して、受け取って、それも了解してると。でも、後の話はまた、告発の内容と違いますので。

○吉田（博）委員 うーん、後の話、告発の内容が違うっていうのは。

○小松澤市民生活部長 議員が、その業者に、いや、もうやめろよと、そう言ったのは、その後のことですから。今回の告発は、それ以前の部分での告発ですから。

○今野副委員長 プロセスに関係ないっていうか。

○小松澤市民生活部長 その後のことは告発ではないんで。中止命令に触れて、無許可で入れてしまったというのが、まずは条例違反だと。

○吉田（博）委員 条例違反での告発は業者にも出しているんだな。警察に対して告発しましたよというような、・・・のところにも行くだらうけれども、業者にも、施工業者にも出すんでしょ。それを。

○小松澤市民生活部長 市からの命令は、事業者、施工主に出すものなので、その人が頼んでいるわけですから、やめてくださいと。なので、中止をさせる義務も、その方にあるのではないかなと私は思うんですけど。

○吉田（博）委員 中止をしろしろってやってるのは、知っているんだらう。・・・が業者に対して、もう中止しろと。俺、こんなこと頼んでねえよって。中止しろっていうのは、担当課は、それはわかっているんだろ。

○佐賀環境保全課長 担当課の方でも、事業者の方と、接触しておりますので、自分の

依頼したものと違う形になっているというような、そういった報告の方は受けております。

○吉田(博)委員 一般の市民じゃなくてさ。議員と担当課のやり取りなんだからさあ、もっと緊密なやり取りをしてさあ、こういう事態にならないようにって、担当課は、話はしなかったの。

○小松澤市民生活部長 まず一つ。こういった手続きで、警察からするか、わからないので、詳細とかは、あれですけども、私自身が面接して、議員にはお話ししています。

○吉田(博)委員 議員も困ってるでしょ。困ってたでしょ。

○小松澤市民生活部長 私が面接したのは当初ですので、面接して、私からも、内容、条例の内容はもちろん。最終的には、こういうことになってしまうという話をさせていただき、もちろん議員も、それを了承していたと思います。

○吉田(博)委員 議員もわかってるよな。後で、・・・にもお話聞かなきゃいけないな。

○篠塚委員 すいません。しつこいようですけども、質問を再度、確認なんですけれども、今のお話ですと、日程的に言うと、18日、19日の段階で、終了して、事業主にやめなさいと、中止命令を出しました。それでも違反だから、それに関しての今回の告発であって、その後の埋立てがどんどん増えていったというのは、また別の、別件の話ということですか。

○小松澤市民生活部長 篠塚委員のおっしゃるとおりです。

○吉田(博)委員 これさ、告発状出しても、警察は、要するに、何月何日何時ごろ、何台のダンプで何立米埋めたのか、そういう細かい数字まで。必要だろうなあ。ただ単に、今日来て、埋めて、こんなになっちゃったみたいのでは、警察は動かないよなあ。

○小松澤市民生活部長 告発状も、今、警察の方で預かっただいておりますので、受理した訳ではありませんけれども、今後、それに基づいた色んな捜査があるかと思えます。その中で、市の持っている情報、或いは、近隣の情報、或いは、本人からの聞き取り、そういったもので、総合的に判断されるのかと思えます。

○吉田(博)委員 総合的に判断して受理するかどうかを決めるんだろうよな。受理してから、それをやるのかな。どっちからか、わからないけれども。

○小松澤市民生活部長 警察の方の手続きもちょっと私も把握しておりませんが。

○久松委員 だけど、条例違反して、投棄されているという、現実がある以上はよ、誰が責任もってるだという証拠の裏付けは、後でするんじゃないか、まず告発するんじゃないか。だから、受理するんじゃないのか。

○海老原委員 久松委員、吉田博史委員も、議員同士ですね、検討は必要なんですけど、まずは、警察がですね。受理してるかどうかの結論を、結論というとおかしいのかもしれませんが、それがないとちょっと動きようがないんですよ。今の段階では。

○吉田(博)委員 でも本人から1回話を聞いてもいいんじゃないか。

○海老原委員 もう少しで、結論が出るんじゃないかと、予想で言っているんだけど。

○久松委員 そういう動きもあるかもしれないけれど、しかし、問題はこれだけ大きく

なっちゃってる訳だから。さっきは、マスコミに取り囲まれて、色々、聞き込みをやられたりね、もしかしたら、明日にでも報道されるかもしれない。そういう事態になっているので、受理するのを待ってなんて、必要はないんだろうと思うんだよな。これは、速やかに本人が来てもらって、事情を説明してもらおうと。必要な質疑はそこで十分にやるということが、私はね、早くやった方がいいんじゃないかと思うんですよ。

○吉田(博)委員 そうだね。

○篠塚委員 今回、執行部側からは説明を受けたんで、事業者側の説明を受ける機会があってもよろしいかと思うんで、両方の話を聞くというのが、やっぱり委員会として必要かと思うんで。

○久松委員 できれば事業、業者にもね。来てもらってよ。どんな契約したんだとかね。

○吉田(博)委員 来ねえよ。来ればこんなことになってねえよ。まあ、それは、話してみるのはいいけどね。

○久松委員 契約者は・・・・だろ。契約相手は。

○小松澤市民生活部長 契約は、事業者が頼んだのはそういうようなことだと伺っております。

○島岡委員長 相手の所在及び実態は、掴んでるんですか。

○小松澤市民生活部長 これは名刺で確認した。貰った名刺で確認したんですが、法人登記は、その所在ではなかった。

○吉田(博)委員 法人登記していない。

○小松澤市民生活部長 という風に調査した中では、法人の確認はできない。

○島岡委員長 個人でやってる場合もある。

○久松委員 これ事業者と契約したのはいつなんですか。

○今野副委員長 ここでは書かれていないですね。

○小松澤市民生活部長 市の方での契約ではないので、情報は持ってますけれども、この場で申し上げていいか判断がつかないんですが、18日に発見というか、市民から通報があったように、それ以前であるということです。その日にちは、ちょっと今、申し上げていいか。ちょっとわからないです。

○篠塚委員 その他のことで、今は、条例でこうなってますけれども、あれだけすごい盛土されてる状況で、他の条例にも違反するようなことはありますか。すごい状況になってるんじゃないですか、12メートル積み上げちゃって、台風で、流れ出したりしなかったの、よかったんですけども、それ以外に、環境に対する汚染の条例とか、条例に引っかかることってありますか。

○佐賀環境保全課長 土の調査を、分析をしてみないと何とも言えない部分でございまして、通常、開発行為等では、法面、あのままの法で上まで持ち上げるということは、許可にならないような状況でございまして、あとは、今回、山林の部分埋めたというようなことではございますが、その後方に、農地の部分にも係っている可能性があるというところではございまして、農地に関する問題も、今後は、関わってくる可能性はあるというところではございます。

○篠塚委員 これは最初の段階の訴えなんですけれども、後から、勝手に入って勝手に捨てられちゃったという場合は、やった業者を見つけて、そちらに処罰を求めるようになってくるんですか。それとも、最初の事業主が全部責任を負わなきゃいけないですか。どうなっていくかそれはちょっとわかんないですか。

○小松澤市民生活部長 いわゆる不法投棄が追加で跨ぐ第三者が投棄した場合というのが前提での話でしょうか。それはもう所有者が通常、自分で防御する。或いは、そうされないようにするっていうのは今のところ、全市内でやっておりますので、ですから、所有者が対応せざるをえないかなと思います。

○篠塚委員 これ、撤収あそこを元に戻してもらう訳ですか、結果的には、市としては。

○小松澤市民生活部長 はい。先程の委員会、全協でお示しした資料。今後の方針でお示しさせていただいておりますけども、今後、土砂の撤去に向けて、事業者に対して、撤去計画書、出していただく流れ。撤去していただくということを前提で進めていきたいと考えております。

○海老原委員 今の答弁の中で、さっきは土地所有者が、撤去しなくてはならないという答弁だったよね。だからそういう話の中で、例えば所有者とか、面積とか、前の所有者という、もうちょっと細かい情報は出せないのかな。所有者は、この委員会の中では、これは・・・じゃないっていうのは、わかってるんだけど、他の議員も含めて、もうちょっと細かい情報は出せないのかな。それからもう1点は、さっきの所有者と今回の事業者も。

○小松澤市民生活部長 まず1点目、その不法投棄があった場合は、一般論として、土地所有者が防御する。或いは捨てられてしまったものは、所有者が処分する。今回のこの部分については、やった人が、市の言い分ですけれども、行為者ははっきりしてるんで、行為者がやる。篠塚委員のおっしゃったのは、その後、追加で、誰かが捨てた時はどうするんだという話かと思います。これは、土地の所有者が対応するんだと思います。あと、所有者については、所有者と事業者との関係が、どういう関係で始めたのかは、こちらでも、全部は、把握しておりませんので、この場では控えたいと思うんですけど。

○海老原委員 ・・・・の本家だから。面積はどうなってますか。

○小松澤市民生活部長 実際の面積というのは公簿面積しかないかと。現場をどれだけ埋めたかどうか、これも出てきてません。山林部分は報告では、3,055㎡でございます。

○海老原委員 3,055っていうのは、堆積地・・・・・・・・・・・・・・・・の合計面積ということ。

○小松澤市民生活部長 ・・・・が3055。その後背地を、先ほどの畑、農地かもしれないという、そこにかかっているかどうかは、確認できてませんので、その面積を全部埋めたとすれば、県条例に抵触する面積になります。

○久松委員 その面積は・・・の面積ですか。

○小松澤市民生活部長 3,055がそうです。

○久松委員 いずれにしても、この事件というのは、非常に、私は理解できない、不可

解な事件だと思ってるんですよ。ベテラン議員だよな。もう経験も豊かな。経験を持っている議員がよ。後先見ずに、この事態になっても、構わず、突っ走るかね。そんなこと考えられないんだよね。自分の政治生命まで絶つかもしいような事態でしょ。これ。それ、そこまでね。彼が中心になって、何でやるのかも理解できないんですよ。不思議なんだよこれは。或いは、金が動いてるみたいだね、こともあるのかという問題もあるけども、それにしても、こんな不可解な事件はないですよ。何で彼がここまで関わったのかわからない。

○吉田（博）委員 はい、ちょっとさっきに戻るけど、市が告発したのは、7条それと何条だっけ。

○小松澤市民生活部長 7条の第1項並びに22条の第1項です。

○吉田（博）委員 7条の第1項の措置命令をやって、・・・はそれを受け取ったんですよ。受領書受理って書いてあるよな。

○小松澤市民生活部長 まず、最初の時点ですけれども、7条に違反しているので、措置命令書というのは22条によって作って、それを、交付した。それは受け取っていた。

○吉田（博）委員 それを受けとっちゃうと告発されちゃうんだ。その後に、どんどん土が入っちゃうと。

○小松澤市民生活部長 どの時点で告発するかというのはあるかと思うんですけども。

○吉田（博）委員 そこが大事なんだよ。どの時点で告発するかっていうのが大事だと思うんだよ。これずっと見てると早い。すごく早いと思うんだよな。

○小松澤市民生活部長 現地をご覧いただくと、わかると思うんですけども、それまではもう、埋立ては終わっております。

○吉田（博）委員 その後、業者に対してさあ、業者と事業主に対して、これを早く始末しろよとか、そういうのをやっている期間とか、そういうのはなく、告発が先にいっちゃうんだ。

○小松澤市民生活部長 事業者に対して、他の文書には、すべての対応は書いてある訳ではないんですけども、逐一電話連絡、或いは現場に来てもらって、やめるようにという話はしております。現場作業員に対しても、言っています。

○吉田（博）委員 不可解だよな、とにかく本人に来ていただいて、両方の話をね聞かないと俺らも何とも言えないし。

○柴原委員 これは、本人も会って、最初はきちんと聞かないと俺らも何とも言えないな。その辺をよ、本人によ、きちんと聞いて、何で当時、止めることが出来なかったのかということよ。あんな、てんこ盛りのように盛っちゃってよ、これどうしようもねえと思うんだな。

○吉田（博）委員 じゃあ、明日でも呼んでもらったら。ただ、決算委員会の歳入があるけれども、何時頃終わるんだろう、委員長の手腕によるんだ。

○今野副委員長 3時頃には終わるのでは。

○島岡委員長 それでは、ご意見は出尽くしてはいませんが、片方聞いて沙汰するなど

いうこういうことでございます。・・・より、お話を聞くということによろしいでしょうか。聞く日程でございますが、明日の全員協議会の後がよろしかろうということでございますが、時間が読めないということもございますが、明日でよろしいでしょうか。

○今野副委員長 私たちは、いいですけど、・・・には。

○島岡委員長 ・・・は事業主となっておりますが、・・・に施工者は呼ばなくてよろしいですね。来てくれる来てくれないは別にして施工者どうしましょうか。

○久松委員 呼ばなくていいです。無理だから、取りあえず呼ばなくていいです。

○島岡委員長 わかりました。それでは、取りあえず、・・・の話を聞くということによろしいですか。

○今野副委員長 ・・・の予定を確認しなくてよろしいですか。

○島岡委員長 その件に関しましては、寺嶋事務局員に少しお骨折りいただいて、・・・との連絡を取り、明日、皆様におかれましては、決算特別委員会でございますので、その席上で、何時に集まるということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○柴原委員 さっき吉田委員さんが言われた田宮の件ですが、まあ、別件けれども、これも無断でやられちゃったんですよ。それで、あん時は、警察も入ってよ。次長まで取り調べやってよ、電話すると、やりますやりますと。農地なもんで。3反歩くらいあるかな。残土を埋められちゃって、何にもできねえ、草ぼうぼうだから、何にもできない。農業委員会も農地の場合は絡んでくるんだよな。雑種地にする訳にいかめえ。そこらへんが、大小に関わらずよ。ある程度、行政はやってくれないと。大きいのはやりましょう。小さいのは個人でやれというのは、個人では出来ねえから。そこら辺のこと、考えてみてくださいよ。

○今野副委員長 部長、それと、客観的な判断の材料として、先程吉田委員のおっしゃっていた似たような案件があって、そちらは、また全然動きがないってことで。市長の許可が停止したのかどうかとか、詳細が、もしその時までにはわかるようでしたら、明日の3時以降の。会議に間に合うようでしたら、出していただければ、非常に、ありがたいうか客観的に見られるのかなって感じがするんですけど。

○小松澤市民生活部長 はい。

○今野副委員長 難しかったら大丈夫です。

○小松澤市民生活部長 皆さんもご承知のとおり、残土っていうのは、ゲリラ的に捨てられて行かれっちゃう所が結構多い。実際、市の方で、あんまり使ってないような所に捨てられてしまう。そういうのが結構多い。これについては、もう行為者の特定が出来ないので、告発も出来ない状態にいるというのが結構ございます。

○今野副委員長 なので、先程吉田委員がおっしゃった案件に関してのみ。

○小松澤市民生活部長 それは誰が捨てたかはわかっているんですか。

○吉田(博)委員 きっとわかっているんだよ。

○篠塚委員 今の違反の件なんですけど、この残土条例が、新たに加わったのは、平成29年3月22日になってるんですけど、それ以降の案件。と、今の案件とあると思うんで

す。29年以降は初めてのケースですか。

○小松澤市民生活部長 29年以降は、無許可で埋めたというのは、相手がわかってて、初めてだと思います。篠塚委員から出ました29年以前はどうかっているかというのと、29年以前は同じ条例なんですけれども、300㎡要件とかございまして、300㎡未満であれば、特に許可は要らなかった時代がありました。

○島岡委員長 それでは、今、色々とお話が出ました。出来ますれば、明日、・・・をお呼びしまして、お話を聞くということに、もしよろしければ、専念した方がよろしいんじゃないかというように私は思うんですけれども。そういうことで、明日の段取りに対しましてはお任せいただきまして、もしかすると明日できない場合はですね。12日、決算特別委員会に続きまして、総務市民委員会では17日、火曜日。18日、水曜日となります。その折にやるということでもよろしいでしょうか。

○篠塚委員 それではすみません。ちょっと確認なんですけれども。それは、・・・だけ事情聴取するというところでよろしいんですか。執行部は同席させないんですか。

○島岡委員長 はい。いかがでしょうか。いろいろあると思うんで、執行部は居なくて、話してもらうのも一つ、また、途中から執行部には入ってもらう、色々あると思うんですが、その辺も含めて、どうしましょう。

○小松澤市民生活部長 私たちが入るのは全然、問題ないかと思うんですけど。ただ、その場で、事実確認のやり取りだけはちょっと控えたいと思います。今後のこともありますので、その場で、事業者も言ってることの確認を執行部に求められることは、ちょっと控えたいんですけど。

○吉田(博)委員 でも、それは出てくるよな。

○小松澤市民生活部長 ですから、それは今後の法廷の場も視野に入れると、この場で、その議論をすべきかというのはちょっと疑問に思います。ご配慮いただければ。

○今野副委員長 私もそう思います。今の段階で執行部からの意見を聞いていますよね。・・・が居ない状況で。次は、大体こういう流れとしては、今度は純粹に・・・の意見を聞くということで、今部長おっしゃったように、色々なやり取りと違ってちょっと微妙な状況もあるんでしょうから、取りあえず、・・・、お1人だけで聞いて、その後どうするかというのはまた諮られた方がよい気がします。

○島岡委員長 どういたしましょう。皆さん。

○久松委員 それでいいでしょう。

○島岡委員長 ・・・・のお話を、・・・単体で聞かせていただくと。その折には、執行部では、誰も出ないと。議会事務局の方では、局長と、担当は出席する。そんな形で、会議をさせていただきお話を聞かせていただき、また、必要とあらば、お呼びいただきますので、こちらに来ていただくことで、大丈夫でしょうか。

○小松澤市民生活部長 はい。

○島岡委員長 今後の流れですけど。

○吉田(千)委員 ですから、今の件に関しては、執行部には求めないという、出席は、していただかなくていいという、私も、それは大丈夫なんですけれども。例えば、話がで

すね。今、こう聞いている中で、第7条の条例違反と、先程ありました22条第1項はそれに違反というところで告発をされてるという確認は出来ました。そして、明日来ていただいて、・・・さんと、色々、やり取りする中で、ここに書かれてることと、齟齬が生じた場合にですね。それに関して、我々がどういう立場になるのか、その辺がちょっと、その後のことですね。もし、そういったこと。その状況が見えたときに、その辺は、ちょっと司法の方に、ここの部分では、もう委ねてるので、そこはもう変わらないのかなど。私は、理解をしてるんですけども、お話を聞くのはいいんですけど。そのところの齟齬がね。ちょっとどうなんですよということが、私自身がちょっとどうすべきなのか。それ聞いて、聞いたんだけども、それを持っていなくてはならない。

○吉田(博)委員 それは、確かにそのとおりです。ただ、話を聞いている中で、やっていく中で、その先が見えてくると思いますよ。議会として、どうすべきかと。出てくると思います。今現在ではね。また、どうなるんだろうっていうのは、それは、私は思っています。でも、それは、色々、話を聞いている中で議会としてやることであって、齟齬が生じて、それを、お前ら、違うじゃねえかってやることになるか、別に、そこまでやらなくて、我々が納得するのか、そういう先も見えてくると思うんですよ。やってるうち、齟齬は必ず生じますから。ただ、それをどうするのか、議会として、というところも、それは出てくると思います。まずは、話を聞いていけばいいですよ。

○島岡委員長 取りあえず、そういうことで吉田委員の方からも、私も、実は、同じ気持ちで、その部分、聞いたんですけど。吉田委員、言ったとおり、まずは聞いてみるというのでいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○島岡委員長 よろしいですか。それでは、時間の方は、私共に、任せていただきまして、明日、いらっしゃった時点で皆さんにご報告させていただきまして、明日は、事務局職員も出席いただいて、・・・の話聞くということに専念させてもらってということでもよろしく願いいたします。

○久松委員 ・・さんに出席してもらうに当たって、・・・さんの側から、提出すべき資料があるんだったら、その資料も提出してもらおうといいですね。

○島岡委員長 そうすね。わかりました。それでは、出席依頼と、資料の依頼は、私がさせていただきたいと思います。そして、もう一つだけ、テープレコーダーは回しますか。

○篠塚委員 委員会なんで。委員会は、すべて公開すると決まっていますから。

○島岡委員長 わかりました。テープは回すということで、こちら委員会会議ということになりますので、計画をそういうことで、よろしく願いします。それでは、慎重審議ありがとうございました。次に、その他といたしまして各種委員会等委員の選出につきましてご協議をお願いいたします。土浦市空家等対策協議会委員1名を選出願います。皆様いかがしますか。前任者は柴原委員でした。

(「柴原委員」という声あり)

○島岡委員長 柴原委員どうでしょうか。

○柴原委員 いいよ。

○島岡委員長 では、柴原委員よろしく申し上げます。その他委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。長時間、大変お疲れさまでした。